



# 木更津市農業委員会の委員 推薦及び公募要領

農業委員会等に関する法律第9条に基づき、次のとおり木更津市農業委員会の委員（農業委員）の推薦及び公募を行います。

## 1 農業委員の任期

令和8年7月14日～令和11年7月13日（3年間）

## 2 農業委員の推薦又は公募の人数

18人（\*身分は非常勤特別職の地方公務員）

## 3 農業委員の報酬等の額

月額 3万3千円（\*会長、会長職務代理者は別途規定）

## 4 農業委員の主な業務内容

(1) 農地法等によりその権限に属させた事項

（農地の貸借・売買の許可、決定及び農地転用申請に対する意見の決定等）

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する目標や方法に関する指針の策定及び農地利用最適化の推進のための業務（地域計画に係る目標地図の作成等）

## 5 農業委員の推薦を受ける者又は応募しようとする者の資格等

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

ただし、次の要件に該当する者は資格がありません。

(1) 本市の職員であること

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

なお、本市以外の一般職の地方公務員が推進委員と兼職する場合には任命権者の許可を受けなければなりません。また、農地利用最適化推進委員と兼務することはできません。

## 6 農業委員の推薦をするものの要件（推薦する場合）

- (1) 本市の区域内に農地を所有する農業者  
(3名以上の者が連名し、代表者が申込書を提出)
- (2) 農業者が組織する団体又はその他関係団体  
(推薦団体の代表者が申込書を提出)

## 7 農業委員の推薦又は公募の期間

令和8年4月1日（水）～4月30日（木）＊必着

## 8 提出書類

- (1) 推薦申込書又は応募申込書

### ①推薦の場合

- ・個人の農業者の場合は、別記第1号様式の推薦申込書（＊記入例①）
- ・推薦団体の場合は、別記第2号様式の推薦申込書（＊記入例②）

### ②応募の場合は、別記第3号様式 of 応募申込書（＊記入例③）

＊「認定農業者等であるかの別」欄について、「準ずる者」に該当するかどうか判断がつかない場合は、事務局へお問合せください。

- (2) 推薦を受ける者、又は応募する者の住民票の写し（本籍入り、発行後3箇月以内のもの）

## 9 書類の提出方法

持参又は郵送により、木更津市農業委員会事務局へご提出ください。

## 10 評価方法

木更津市農業委員会の委員候補者評価委員会において、提出された書類に基づき候補者の評価を行います。

なお、必要に応じて、候補者に説明を求めたり、面接を行ったりする場合があります。（その際は、候補者へご連絡します。）

## 11 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却いたしません。
- (2) 推薦及び応募者の数等について、推薦又は公募の期間の中途及び期間終了後に、市ホームページで公表します。  
また、個人推薦の代表者、推薦団体の代表者、応募者には、結果を通知します。
- (3) 推薦申込書又は応募申込書の記入に当たっては、記入例をご参照ください。

## 12 問合せ先

木更津市農業委員会事務局

〒292-8501 千葉県木更津市朝日 3-8-1 木更津市役所朝日庁舎

電話：0438-23-8693 Fax：0438-22-4736

E-mail：noui@city.kisarazu.lg.jp

《問合せの日時》月～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

\* 「推薦申込書」及び「応募申込書」は、農業委員会事務局、市役所農林水産課（駅前庁舎8階）で受け取ることができます。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。